

第四十三回国会
衆議院

文教委員會議錄 第二一號

昭和三十三年二月八日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重君

理事長谷川 峻君 理事八木 徹雄君

理事小林 信一君 理事村山 喜一君

理事山中 吾郎君

伊藤 郷一君 田川 誠一君

中村庸一郎君 松山千恵子君

杉山元治郎君 三木 喜夫君

谷口善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

外務事務官 西堀 正弘君

(アメリカ局長)

外務事務官 針谷 正之君

(情報文化局長)

外務事務官 谷川 寛三君

大蔵事務官 丸山 福君

(主計官)

専門員 稲君

二月六日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として中村三之丞君が議長の名で委員に選任された。

同月七日

第一類第六号

文教委員會議録第二号

昭和三十三年二月八日

る法律案

私立学校振興会法の一部を改正する法律

私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 会計(第二十九条―第三十五条)」を「第五章 財務及び会計(第二十九条―第三十五条)」に、「第七章 罰則(第四十条―第四十二条)」を「第七章 雑則(第三十九条―第四十二条)」に改める。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。

第六条第一項第八号中「会計」を「財務及び会計」に改める。

第十八条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 予算並びに第三十四条第一項の規定による長期借入金の借入れ及び私学振興債券の発行

「第五章 会計」を「第五章 財務及び会計」に改める。

第五章中第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

(借入金及び私学振興債券)

第三十四条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四条の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

第七第四十一条第五号中「第三

十四条」を「第三十五条」に改め、同章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十九条の二 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五第四項、第二十二條第二項、第二十四條第一項、第二十七條、第二十八條第一項、第三十條、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十四條の二の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一條第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則 第六項中に「因つて」を「よつて」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の私立学校振興会法第三十九條の二第二号の規定は、施行日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

理由

最近における私立学校振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、私立学校振興会が私学振興債券を発行することができることとするとともに、私立学校振興会の財務及び会

計に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木国務大臣 たいま上程になりました私立学校振興会法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校振興会は、私立学校の施設及び経営に、必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行なう特殊法人であり、私学振興に多大の寄与をいたしておりますことは御承知の通りであります。

この振興会は、従来、主として国の一般会計からの出資金をもって事業を行なってきたが、振興会の資金に対する私立学校側の需要は、最近著しく増大しており、高等学校生徒急増対策、科学技術者養成計画を達成するための国の財源措置という観点から見ても、国の出資に依存する従来の方式では不十分であります。

よって、この際、私立学校振興会法の一部を改正し、振興会の財務会計等に関する規定を整備し、振興会の貸付資金の充実をはかることとするものであります。すなわち、一般会計からの出資のほか、振興会が私学振興債券を発行することができるとする規定を設け、振興会が資金を公募を行なうとともに、政府から資金運用部資金の貸付を受けて、私立学校に対する貸付資金の原資に充てることができるようにしたいと考えております。

このことに伴い、この改正法案には、債券の債権者の先取特権や債券の

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の人数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	二十人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	十五人

発行事務の委任等について規定しております。また、振興会は、毎事業年度、債券及び長期借入金について償還計画を立てなければならないこととするとともに、その他所要の規定の整備をしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○床次委員長 次に、村山喜一君外八名提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。村山喜一君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

中学校	同学年の生徒で編制する学級	一学級の児童又は生徒の人数
級	二の学年の生徒で編制する学級	四十人
	すべての学年の生徒で編制する学級	二十人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十五人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十人

五又はすべての学年の児童で編制する学級

十人

十人

十人

十人

第三項を「第三條第一項の規定により、かつ、同條第二項から第四項まで」に改める。

第六條中「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」に改める。

第七條を次のように改める。

（教職員定数の標準）

第七條 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を標準とする。

一 学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数

二 学級総数に一を乗じて得た数

三 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学校規模	乗ずる数
五学級以下の学校	一
六学級から八学級までの学校	二
九学級から十四学級までの学校	三
十五学級から十七学級までの学校	四
十八学級から二十学級までの学校	五
二十一学級から二十六学級までの学校	六
二十七学級から三十学級までの学校	七
三十一学級から三十四学級までの学校	八
三十五学級から四十学級までの学校	十

学校規模	乗ずる数
一学級の学校	四
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	八
五学級の学校	九
六学級の学校	十一
七学級の学校	十二
八学級の学校	十四
九学級の学校	十五
十学級の学校	十七
十一学級の学校	十八

四十一学級から四十四学級までの学校

十二

四十五学級以上の学校

十四

一學級の学校	三
二學級の学校	四
三學級の学校	五
四學級の学校	六
五學級の学校	七
六學級の学校	九
七學級の学校	十
八學級の学校	十一
九學級の学校	十三
十學級の学校	十四
十一學級の学校	十六
十二學級の学校	十七
十三學級の学校	十八
十四學級の学校	二十
十五學級の学校	二十一
十六學級の学校	二十二
十七學級の学校	二十四
十八學級の学校	二十六
十九學級の学校	二十七

二十学級の学校	二十九
二十一学級の学校	三十一
二十二学級の学校	三十三
二十三学級の学校	三十四
二十四学級の学校	三十六
二十五学級の学校	三十八
二十六学級の学校	三十九
二十七学級の学校	四十一
二十八学級の学校	四十二
二十九学級の学校	四十四
三十学級の学校	四十四

6 附則第二項に規定する日まで
は、第九各号列記以外の部分中
「百分の百七」とあるのは「百分の
百三」と、同条第五号中「十九」
とあるのは「十二」と、同条第六号
中「三十二」とあるのは「四十八」
と、「四分の一」とあるのは「五分
の一」と読み替え、同条第四号の
規定の適用については同号の表に
よらないで次の表によるものとする。

部の別	部の規模	乗する数
小学部	五学級以下の部	一
	六学級から十学級までの部	二
	十一学級から十五学級までの部	三
	十六学級から二十学級までの部	四
	二十一学級から二十五学級までの部	五
	二十六学級から三十学級までの部	六
	三十一学級以上の部	七
中学部	一学級の部	三
	二学級の部	四
	三学級の部	五
	四学級の部	六
	五学級の部	七
	六学級の部	八

七学級の部	九
八学級の部	十一
九学級の部	十二
十学級の部	十四
十一学級の部	十六
十二学級の部	十八
十三学級の部	二十
十四学級の部	二十一
十五学級の部	二十二
十六学級の部	二十四
十七学級の部	二十六
十八学級の部	二十七
十九学級の部	二十九
二十学級の部	三十

7 昭和三十九年四月一日から昭和
四十年三月三十一日までは、第三
条第三項中「八人」とあるのは
「九人」と読み替え、同条第二項の
規定の適用については同項の表に
よらないで次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級	四十六人
	二の学年の児童で編制する学級	二十八人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	二十二人
	五又は六の学年の児童で編制する学級	十三人
中学校	同年年の生徒が編制する学級	四十六人

二の学年の生徒で編制する学級	二十八人
すべての学年の生徒で編制する学級	二十二人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

8 昭和三十九年四月一日から昭和
四十年三月三十一日までは、第三
条第四項中「第二項の表」とあり、
又は第四条中「同条第一項の表」
とあるのは、「附則第七項の表」と
読み替えるものとする。

9 昭和三十九年四月一日から昭和
四十年三月三十一日までは、第七
条各号列記以外の部分中「百分の
百七」とあるのは「百分の百四」
と読み替え、同条第三号の規定の
適用については同号の表によらな
いで次の表により、同条第四号の
規定は適用しないものとする。

学校規模	乗する数
五学級以下の学校	一
六学級から十五学級までの学校	二
十六学級から二十学級までの学校	三
二十一学級から二十五学級までの学校	四
二十六学級から三十学級までの学校	五
三十一学級以上の学校	六
七	七
八	八

と、同条第三号中「二十一」とあ
るのは「十七」と読み替え、同条
第二号の規定の適用については同
号の表によらないで次の表による
ものとする。

学校規模	乗する数
一学級の学校	三
二学級の学校	四
三学級の学校	五
四学級の学校	七
五学級の学校	八
六学級の学校	十一
七学級の学校	十二
八学級の学校	十四
九学級の学校	十五
十学級の学校	十七
十一学級の学校	十八
十二学級の学校	十九
十三学級の学校	二十一
十四学級の学校	二十二
十五学級の学校	二十三
十六学級の学校	二十五
十七学級の学校	二十七
十八学級の学校	二十八
十九学級の学校	三十
二十学級の学校	三十一
二十一学級の学校	三十二
二十二学級の学校	三十四
二十三学級の学校	三十五
二十四学級の学校	三十七
二十五学級の学校	三十九
二十六学級の学校	四十
二十七学級の学校	四十二
二十八学級の学校	四十三
二十九学級の学校	四十五
三十学級の学校	四十六

部の別	部の規模	乗する数
小学部	五学級以下の部	一
	六学級から十学級までの部	二
	十一学級から十五学級までの部	三
	十六学級から二十学級までの部	四
	二十一学級から二十五学級までの部	五
	二十六学級から三十学級までの部	六
	三十一学級以上の部	七
中学部	一学級の部	三
	二学級の部	四
	三学級の部	五
	四学級の部	七
	五学級の部	八
	六学級の部	九
	七学級の部	十
	八学級の部	十一
	九学級の部	十三
	十学級の部	十五
	十一学級の部	十七
	十二学級の部	十九

条各号列記以外の部分中「百分の
百七」とあるのは「百分の百四」
と、同条第五号中「十九」とある
のは「十四」と、同条第六号中
「三十二」とあるのは「四十八」と、
「四分の一」とあるのは「五分の
一」と読み替え、同条第四号の規
定の適用については同号の表によ
らないで次の表によるものとする。

十三学級の部	二十一
十四学級の部	二十二
十五学級の部	二十三
十六学級の部	二十五
十七学級の部	二十七
十八学級の部	二十九
十九学級の部	三十
二十学級の部	三十二

(昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで)における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置

12 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まででは、第三條第三項中「八人」とあるのは「九人」と読み替え、同條第二項の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十四人
	二の学年の児童で編制する学級	二十五人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	二十人
	五又はすべての学年の児童で編制する学級	十一人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十四人
	二の学年の生徒で編制する学級	二十五人
	すべての学年の生徒で編制する学級	二十人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十人

13 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まででは、第三條第四項中「第二項の表」とあり、又は第四條中「同條第二項の表」とあるのは、「附則第十二項の表」と読み替えるものとする。

14 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まででは、第七條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と読み替え、同條第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同條第四号の規定に適用しないものとする。

学校規模	乗する数
五学級以下の学校	一
六学級から十二学級までの学校	二
十三学級から十六学級までの学校	三
十七学級から二十一学級までの学校	四
二十二学級から二十六学級までの学校	五
二十七学級から三十一学級までの学校	六
三十二学級から三十七学級までの学校	七
三十八学級から四十四学級までの学校	八
四十五学級以上の学校	十

15 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まででは、第八條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と、同條第三号中「二十一」とあるのは「十八」と読み替え、同條第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表によるものとする。

学校規模	乗する数
一学級の学校	三
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	七
五学級の学校	八
六学級の学校	十一
七学級の学校	十三
八学級の学校	十四
九学級の学校	十六
十学級の学校	十七
十一学級の学校	十八
十二学級の学校	二十
十三学級の学校	二十一
十四学級の学校	二十三
十五学級の学校	二十四
十六学級の学校	二十六
十七学級の学校	二十八
十八学級の学校	二十九
十九学級の学校	三十
二十学級の学校	三十二
二十一学級の学校	三十三
二十二学級の学校	三十五
二十三学級の学校	三十六
二十四学級の学校	三十八
二十五学級の学校	四十
二十六学級の学校	四十一
二十七学級の学校	四十三
二十八学級の学校	四十四
二十九学級の学校	四十六
三十学級の学校	四十八

部の別	部の規模	乗する数
小学校部	六学級以下の部	二
	七学級から十学級までの部	三
	十一学級から十三学級までの部	四
	十四学級から十六学級までの部	五
	十七学級から十九学級までの部	六
	二十学級から二十三学級までの部	七
	二十四学級から二十六学級までの部	八
	二十七学級から三十学級までの部	九
	三十一学級以上の部	十
中学校部	一学級の部	四
	二学級の部	五
	三学級の部	六
	四学級の部	七
	五学級の部	九
	六学級の部	十一
	七学級の部	十三
	八学級の部	十四
	九学級の部	十六
	十学級の部	十八
	十一学級の部	二十
	十二学級の部	二十二
	十三学級の部	二十三
	十四学級の部	二十五
	十五学級の部	二十六
	十六学級の部	二十八
	十七学級の部	三十

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十二人
	二の学年の児童で編制する学級	二十二
	三又は四の学年の児童で編制する学級	十七
	五又はすべての学年の児童で編制する学級	十
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十二人
	二の学年の生徒で編制する学級	二十二
	すべての学年の生徒で編制する学級	十七
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十人

17 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まででは、第三條第二項の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

18 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まででは、第三條第四項中「第二項の表」とあり、又は第四條中「同條第二項の表」とあるのは、「附則第十七項の表」と読み替えるものとする。

19 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まででは、第

昭和三十八年二月八日

徒の数の基準

理 山

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置を一層適正化し、義務教育の水準を向上させるため、一学級の児童又は生徒の数の標準となるべき数を引き下げ、また、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、昭和三十八年度においては約四十八億五千万円の見込みである。

提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今日、世界の科学、産業、文化の進歩は目まぐるしいものがあり、国際社

提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今日、世界の科学、産業、文化の進歩は目まぐるしいものがあり、国際社

会における、わが国の地位の向上をはかるためには、その基礎となる教育の振興について格別の努力がはからなければならないことは論を待たないところであります。

しかるに現状を見ますと教育条件の整備は決して十分とは言えず、施設設備の貧困にもまして、学級編制基準並びに教職員の配置基準については劣悪な状態にあると言わねばなりません。

試みにわが国の学級編制基準を諸外国の編成基準と比較してみますと各国を十人ないし十五人を上回っているのが現状であります。

また教職員の配置基準についても全く同様なことが言えます。今日週四十分間の実施は世界の趨勢であり、いち早く社会主義諸国、欧米資本主義の先進諸国においては実現を見ているところと、ところが現行教職員定数の配置基準では週三十分間をこえる授業時間数さえ生じています。

さらに授業前準備、事後処理、雑務等を加えますと、実におびただしい超過労働を行なっており、文部省がさきに調査した教職員勤務量調査の結果においても週十一時間余りの超過労働となっておりです。

以上のような劣悪な諸条件を整備し、教育水準の向上をはかるため、さきに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定され、今日まで逐年すし詰め学級の解消、教職員数の充足の措置がとられ、昭和三十八年度において一応整備を終了することとなっておりますが、近年における学齡児童生徒数の減少とも相俟って、この機会にさらに学級編制基準並びに教職員配置基準の適正化

をはかるため所要の改正を加え、もって国際水準に近づけることはきわめて適切な処置と考える次第です。

以下改正法案の内容について説明申し上げます。

第一は学級編制基準を現行一学級五十名から五カ年計画によって四十名まで引き下げ教育効果を高めようとするものであります。

第二は教職員の配置基準について、現行積算基準のほかに学校総数に一を乗じて得た数を追加するとともに、学校規模別の乗ずる数に所要の改正を加え、五カ年計画によって約十二万人の教員増をはかり、教師の労働条件を改善するとともに教育効果を高めようとするものであります。

なお五カ年計画による年次ごと増加人員については教員養成機関における養成可能人員を考慮したことは申すまでもありません。

最後に養護教諭、事務職員の増員については参議院における自民党、社会党政府の五カ年計画の決議及び答弁を尊重しその完全なる実施を期待するとともに将来学校教育法等の改正を待つて所要の改正を行なおうとするものであることを申し添えます。

○床次委員長 右両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○床次委員長 文教行政に関し調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君

○山中(吾)委員 議事進行について申し上げたいと思います。定足数が、与党の委員はたった四名でありますので、国会法に基づいてこのままでは審

議を継続すべきでないと思えますから、今までの慣行のままでいきますと、その弊害がますますつのるばかりで、大てい一、二名ということになり、だんだんそういう傾向が出ると思

いますし、委員長、与党の責任の立場からいって、与党の委員で大体過半数を占めるということが正当な考え方だと思ふのであります。そういうことは厳格には申しませんけれども、いつも二、三名では、われわれはそれを黙認することは決して国会の正常化の道でないので、審議の中止を私は申し上げたいと思ひます。

○床次委員長 山中君に申し上げますが、委員の方々に連絡いたしておりましたが、漸次お見えになるように伺っておりますので、お話し合いによって開会いたしたような次第なものですから、いかがでしょうか、ちょっと委員の間でお話し合いを……

○山中(吾)委員 他の委員会より多く集まっているというところは定足数に関係ないので、そういう考え方の中に、いつも常任委員会は予算委員会のために輕視されて、そして国会全体の委員会運営というものがだんだん姿勢がくずれていくので、私は少なくとも定足数というものを正当に確認できる程度の数がそろわないといかぬと思うので

す。この機会に委員長にお聞きしておきたいのですが、定足数というのは、委員会の開会の条件であると同時に、審議を継続する条件と同時に採決の場合の条件で、開会だけの条件ではないと思ふのですが、その点いかがですか。

○床次委員長 この点につきましては、従来の慣行等もありますので、十

分規定の趣旨を尊重して運営して参りたいと思ひます。

○山中(吾)委員 委員長の国会法の解釈を聞いておるわけです。

○床次委員長 解釈いたしましたしては、かように解釈はしておりますが、実際の運営につきましては、慣行等も考慮して運営させていただきます。山中さん、いかがですか、せっかく出席率を督促いたしましたして、いづれ見えることと思ひますので、一つ……

○山中(吾)委員 よりやく野党の方と合わして十名をそろったわけですが、次の委員会から、特に委員長の方からも少し出席率を向上せしめるように厳重に警告を発していただいて、そういう条件で、きょうはやりませう。

○床次委員長 御趣旨につきましては十分了承いたしました。委員の方々に御協力をお願い申し上げる次第であります。その趣旨において努力いたします。

それで御質問をお願いいたします。村山喜一君。

○村山委員 初めに荒木文部大臣に対して人づくりの問題を中心に質問をいたしたいと思ひます。

池田総理が施政方針の中で取り上げられておりますのは、人づくりの問題を取り上げまして、国づくりの根幹であるということで、政府の任務というものはそのための環境と条件を整える、これが政府の任務だということを明らかにいたしておりますが、環境と条件を整える、これは当然教育基本法の中に書いてありますように、政府の責任であらうと思ふので、ただ池田総理が打ち出しております人間像というもの、施政方針の中でこの問題を取

り上げて、見てみますと、将来をにやう青少年が心身ともに健康で能力に富み、直の自由を体得するとともに、みずからの責任を果たし得る自主性を養い、祖国の伝統にちかわれた豊かな創造力を十分に發揮して、わが国の繁栄と世界の平和に貢献するやうな人間像というものを、施政方針の中で打ち出してあります。この池田総理の施政方針の中で見られる人間像というものと、教育基本法に定めます教育の目的、それとの間においてどういう関連性があるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○荒木國務大臣 これは教育基本法とそっくりだと思ひます。すなわち教育基本法は第一条でもって平和な国家社会の構成員としてということをまずうたて、結論的には今御指摘になりましたやうな、総理の施政方針演説の中にも言っておりますように、心身ともに健康な日本人を育成するというところで結んでおると思ひわけでありますが、教育基本法そのままだと云つてもいい内容だと存じております。

○村山委員 そうするならば、教育基本法に対して荒木大臣は、予算委員会

で野原委員の質問に対して、教育基本法を改正するかのとき印象を興える発言をなさったわけですが、池田総理の考えている人づくり、人間像というもの、教育基本法の教育の目的の第一に照らし合わせまして、それと全く同じである、こういうやうに解釈をするならば、荒木文部大臣の考え方と、池田総理大臣の人づくり、人間像というものととの間には懸隔があるのではないかと、この点についてはいかがでございますか。

○荒木国務大臣 人間像といひます

か、人間としては、日本人としては、一億の国民一人一人の自由だと思ひます。その国民の一人一人として私は教育基本法を見てもみましたが、制定の経過、内容等から見ても、もつと自主的に日本民族みずから再検討すべき課題である、こういうふうな考へておられます。就任当初もこの意見を表明したことがありますが、今日といへども問題としてはさうに受け取つておりません。そのことと予算委員会でも申し上げましたが、立法論の立場から、憲法であれ、教育基本法であれ、学校教育法であれ、ことごとくの法令について、これこそ前向きにかくあらしめたといふ立法論の考へ方といふものは、公務員として当然考へねばならぬ職責の一部だと思つております。だからといつてそのことがそれ自体、憲法なり法律なりが改正されないままに私見をもつて具体的な行動を起こすことは許されないといふに、截然とその点は分けて考へるべきだ。従つて私も就任以来立法論的にはいろいろ思ふことがありますが、常に憲法及び教育基本法以下の法令のうち内において、文部大臣としては行動しておるつもりであります。そういう意味で総理の施政方針演説にうたれておるところの人間像と申しましたか、教育の目的に關連した、俗に人づくりといふ概念に含まれる考へ方は、何ら憲法、教育基本法を逸脱するものではない、むしろその趣旨を暢達しようとする意図に出てゐると解します。また私もそれが当然のことだと存じております。

○村山委員 一億の国民の一人として

て、そういうような個人的な見解をお持ちになつてゐる。その個人的な見解といふものの、思想といふものがどういふようなところにあるかは、それは別問題であります。今荒木文部大臣は、池田内閣の文部大臣である。そうするならば、施政方針の中で打ち出されてゐる人間像といふものについては、これはやはり荒木文部大臣としては、閣僚の一員として当然そういう立場に立つてゐるのだといふことを明白にしなければ、ただ立法の過程、経過といふものから見て自分としては自主的ではなかつたと思ふ、だからこれについては再検討をしなければならぬと思ふ、こういうような手続的な問題だけではない、日本の教師なりあるいは国民が抱いてゐるイメージの中には、荒木文部大臣は教育基本法そのものが不満であつて、この内容を改正する意図を有してゐるのではないかと懸念を有してゐるわけだ。その教育基本法の内容について、あなたはこれは不満だといふ考へ方であるのか、それともこの制定のそういう手続的な關係、それから見るただ自主的な取り組み方が不十分であつたからそういうような見解を個人的に持つてゐるというにすぎないのか、そのあたりの内容はどうなつてゐるのかを明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 繰り返して申し上げます

が、施政方針演説の趣旨に沿つていくべきことは、これは当然のことでありまゝ。ただ、今までの御質問に、就任早々教育基本法が改正されるべき課題だといふようなことを言つたのだが、どういふことだとお尋ねになりますから、私の考へ方をあわせて申し上げます。このことで、それは別個の問題であります。制定の経過、ことに刷新委員会の方々が、何度も申し上げたことですが、けれども、お堀ばたの存在を意図しながらオーケーをもらへる限度といふものは、こういうものでもあらうかといふ考へ方に立つて原案がつくられ、それがいわばそのまゝ政府案として提案されて、当時の占領下における国会の審議を経て法律になつてゐる、むしろ有効に成立してゐることを疑ひませんけれども、置かれた客観条件といふものは、日本人全体が自主的な自由な意思を表明し、国会の審議においても百パーセント各議員の意見が、総意が、国会を通じて表明されるという条件下にはなかつたことも事実であります。そういうことも考へ合はせて、独立を回復して十年になつた今日、日本人みずからの見識において考へられた原案が、政府もしくは国会においても考へ得ることではありましようが、国権の最高機関において全國民の意思を代表して慎重審議されて改正されるべき課題であらう、その原案は、改正内容はどうかだといふことは、私が正確に言う能力はありません。ブライベーターな意見がなきにしもあらずでありまうけれども、そんなことを言うことこそは無用のことだと思ひます。もし政府側で教育基本法の改正案を立てるとなれば、これこそ衆知を集めて、識者の

○村山委員 自由な立場に立つて

の意見を聞きながら、今申ししたほんとうに自由な立場に立つて、自主的な考へ方に基づく意見が集大成されて改正案をつくるならば、つくるといふことでもつて、初めて内容的には具体化したものが改正案となるはずであります。そういう慎重な手続を経て再検討されるべき課題だといふことを申し上げておるわけでありまゝ。

○村山委員 制定の手続の上において

自主的でなかつた当時の歴史の上において、そういうようなものが生れる必然性といふものがなかつたのだといふふうに私には聞かぬ。改正をすべき課題である、これは荒木文部大臣の個人の見解であるのか、それとも池田内閣がそういうような方向に踏み出してゐるのかどうか、この点について明らかにしていただきたい。

○荒木国務大臣 内閣としては踏み出してはおりません

私個人としても、文部大臣という職責の上から考へましても、再検討すべき課題であらうといふことは私は思つておるといふにとどまるのであります。さつき申し上げましたように、具体的に踏み出さんとなれば、たとえばこういう重大な問題でございませうから、憲法に準ずるような慎重な態勢を整えて、客観的にあらゆる階層からの識者の意見を聞き得るという態勢を整えて、そして原案が検討されるべきことじやなかろうか、そういうふうには思ひますが、それとて私の私見、私の立場だけの考へ方であつて、具体的に一步を踏み出す考へ方のもとに申し上げてゐるわけではございませぬ。

○村山委員 ただいまの答弁で

個人としての見解であり、これは文部省の、文部大臣としての立場から改正すべき考へ方を持つてゐるのではない、こういうふうな受け取れるのです。それでいいですか。

○荒木国務大臣 その辺はどういうふう

に表現したらいいでしうか。個人と申しましても一人二役ですから、受け取り方によつては文部大臣としてではないかとも言われましようけれども、特にお尋ねがございませうから、その点をはつきりして申し上げるようならば、私一個の考へたと申し上げた方が妥當だと思ひます。

○村山委員 そこで、政府の任務とし

て、こういういふような人間像といふものが育成してゐるための手段方法といふものが出されてゐるわけでありまゝ。池田総理の施政方針の中で、その対象は青少年である、おもな対象は青少年である、だからこの青少年のいふゆる資質といふものを最高度で開發をしていくためには、その方法論として教育者の自覚を促す、道徳教育の充實をやていくのだ、義務教育教科書の無償供與をやていくのだ、大学に対しては、認証官学長制度をやていくのだ、それに対しては、こういうような人づくりについては、言論機關の協力要請をする、こういうようなことが述べられておられます。そこで、予算委員会ではこれは質問があつて、どういふような關係か、荒木文部大臣が三木委員の質問に対して答へられたのは、人づくりの問題は予算全体に關係があるのだ、こういうような意味で答弁をこの前の委員会でもなされておいでになつて、政府、池田総理が考へてゐる人間

像というものが、そのような方法によつて確実にそういう人間を、教育基本法第一条の教育の目的に定めるような日本人の育成がはたしてできるかどうか、この点について荒木文部大臣は、こういうような方向でいくならば青少年の教育が十分できるというお考えを自信を持ってお持ちになつておいでになるのかどうかを明らかにしてもらいたい。

○荒木文部大臣 私、この間の三木さんにお答えしたことを引用されました通り、人づくりというか、人間形成と申しますか、りっぱな日本人を育成するといふか、同じ意味だと思ふのですけれども、そのことのためにはあらゆる事柄が関連を持つと思ふます。文部省という立場に立つて考えます場合に、家庭教育を初めとする社会教育、学校教育、それが責任の分担の範囲だと思ふますが、それらのことごとくが人づくりに関連がある。予算で言うならば、御審議願つてゐる予算全部が関係あり、昔流に言うならば、知育と体育と徳育が連繫したしまして、調整、調和のとれた姿で推し進められるところによき人間像が形成されていくはずのものだ、そう私は受け取ります。さりとて、具体的にかくかくの条件を備えたこんなふうな人間でなければならぬとは毛頭思いません。これは抽象的に言へば、現行憲法、教育基本法以下の法令によつて形成されるものだとも言えるわけでありまして、特に三十八年度予算で、新規の事柄もしくは従来実施しておりましたことでも、幾らかでも予算の増額をなし得たものというものを拾ひ上げてみれば、施政方針演説にもそのおも立つたものが出ておると

いうのが施政方針演説の内容だと私は心得るのであります。ですから、お尋ねの趣旨にびたつと合つておられるかどうか、疑問を持ちながらお答えしておりますけれども、ことさららしい人間像というきまつた型を念頭に置きながら、それにくつつけていくなどということは初めからない。私の常識にも本来ないことであります。ただ、抽象的に言うならば、教育基本法第一条ないしは第二条等で幾らかでも具象化されるであろうことを期待するわけでありまして、先年、本会議が予算委員会からはつきり記憶しませんが、人間像でも言うものをどう思つておられるかというお尋ねに対して申し上げたことを思い起こせば、むしろ憲法、教育基本法を中心とする人間像でしかないわけですが、幾分通俗の言葉をまじえて言うならば、国土と民族と文化を愛し、高い人格と識見を身につけて、世界の諸民族からも信頼と敬愛を勝ち得るに値するような日本人を育成する、そのいうことでありましようと思ひ上げることがあります。私もいまだに抽象的に言へばそういう考え方、言い方もあり得る、かように思つておるわけでありまして。

○村山委員 ただいま大臣から青少年育成の眼目といひますか、青少年育成に対するところの大臣の所感——これはことしの「私学振興」の一号にも年頭所感のところで大蔵が大きく取り上げておいでになるところであります。そこで、民族、国土、文化を愛し、高い人格、識見、能力を持つ、国際社会においても信頼と尊敬を勝ち得るに足るりつぱな日本人、これはやはり文部大臣の人間像の理想としておられる

ところだと思ふ。そういうような、大臣が考へてゐる育成すべき人間像といふものが、このような抽象的な言葉でありまして、このように出されておるとするならば、そういうような民族、国家、文化といふものは、一つの価値観を持つていなければならぬと思ふのです。国の現状といふものに對する賛美、その中から帝國主義なりファシズムが發生をしてゐることは日本の歴史をひもといてみたらわかることである。文化といふものが、現状維持を認識してそれを賛美していく中から生まれてくるとするならば、そこに思想、文化の国境といふ問題が當然出て参るわけでありまして、荒木文部大臣が最後に触れておる、国際社会においても信頼を勝ち得るようなりつぱな日本人というその中からは、一つの民族を超越する人類愛的なものがこにも出てくる。かもしれません。しかしながら、今日の二十世紀の日本のこの時代におけるところの愛国心といふものはどういふようなイメージを持ったものでなければならぬとお考へになつてゐるのか。この問題は、今度道徳教育強化という名のもとに、四千二百二十三万円という予算をつけて御親切にも文部省の官僚たちがつくりました道徳教育の資料といふものを各小学校、中学校にただで配付するといふようなところにも発展をしておりますので、そういうような官製道徳といふものが、一体何をねらつてゐるのかといふことになつて参りますと、当然そこには、文部大臣を頂点とした文部省のそういう道徳観なりあるいは人間観なり、一つの考へ方として具体的なものがなければならぬと思ふのですが、いわゆる愛国心といふものは、今日の段階においてどういふようにお考へになつておるのかをお答へ願ひたい。

○荒木文部大臣 愛国心という概念を定義づけることは不可能に近いと思ひます。私は、先刻も触れましたように、私の認識に立つて申し上げるならば、むしろそれは憲法なり教育基本法の趣旨のうち内においての考へ方であることは当然であります。自分の国土を愛し、自分の民族を愛し、自分の民族の伝承であるところの文化を愛するといふこと、そのことが愛国心だと言へないことはない、私なりの定義を申し上げれば、さうに思つております。

○村山委員 そういふような常識論は拝聴いたしますが、私がお尋ねをしてゐるのは、今日二十世紀のこの段階にあつて、これから国際社会においてそういうような信頼と尊敬を勝ち得るようなりつぱな日本人といふことを描いておいでになる上からは、当然人類の進歩に對して、日本の国民がどういふに奉仕し、その奉仕に對する意識を持つて、こゝろいふに自分たちは人類に貢献してゐるのだといふ誇りが、日本人としての愛国心にならなければならないのじゃないか、私はこゝろいふ考へ方を持つてゐるのです。さうして直の愛国心の教育といふものは、現在の日本の政治、経済といふ現状をそのままでこれを是認するのでなく、もつとよりよくしていくような方向において当然考へていかなければならぬのが愛国心ではないか。とするならば、愛国心といふものは、当然観念上の問題としてでなくて、政治、経

済に對するところの一つの見解につながつていかなければならぬと思ふ。だから、そういうような考へ方をどういふふうにお持ちになつてゐるのかといふことを、道徳教育資料といふものをあなた方がお出しにならうとするから、お尋ねをしておきたいわけですが、文部大臣もしくは文部官僚がつくるわけではございません。これは現に生きておる日本人の中の一ふりつぱな人であるかと思はれる人にお願ひをして、衆知を集めてつくつてもらうことによつて生まれ出るものと思ひます。私は、現在の資本主義社会と、社会党の方や共産党の方が言われるが、その現実をいかなる言葉で表現するかは別問題といたしまして、現在の瞬間なくして次の瞬間はあり得ない、歴史は連続しておつてぶつた切れたものではないはずだ、民族は水の流れのごとく、連綿として今日まで続いて、現に脈々と生きてあすを迎えんとしてゐる、さういふ姿で民族を受け取り、国土を受け取り、また有史以来の文化を受け取つて、正確な認識の上に立つて、愛するがゆゑによりよくせんとする、愛するがゆゑに悪い点があれば改善していくといふ考へ方、そのことが憲法の定めるところの方式に従つて積み重ねられていくところに進歩がある、さういふふうに思つてございまして、社会主義とか共産主義とかいふイデオロギイをもつて、歴史をぶつた切つて、白地にものを書くようなやり方で、ほんとうの意味の民族、国家の進歩発展、うがごとき世界の平和、人類の幸福に貢献するといふ基盤は養われない、私はそう理解いたします。

○村山委員 大臣は悪口を言うのは非常

に有名な人ですが、社会党なり——共產党は谷口さんがおりますので、わがかりませんが社会党でありまして、日本の歴史の発展性というものは、当然現実の時点の上におきまして、ここからすべての問題を提起していかねければならないというふうに考えておられる。そういう中絶をしてものを考えるというよりは、観念論としては考えられるけれども、いさしくも政党がそういうような歴史を中絶をして、そこに一つの物事を考えていくんだという認識をお持ちになるならば、これは間違いないか。そういうような認識は、社会党はそういうような考え方を持っているとあなたは考えられているのですか。

○荒木国務大臣 断定的に申し上げる

ようなことを言つたとすれば、少し言い過ぎであります。お許しをいたしたい。ただ社会党と共産党は御一緒であつたような外見を呈したこともありますが、そういうときのことを考え合わせますれば、先刻申し上げたことが言えそうなきがしたから申しました。今日ではそうではなく、共産党と一線を画するということをばつきり宣明していらつしやるようにも承りますから、そのことを前提とすれば、さっきのことは少し言い過ぎだと思ひますので、その点はお許しをいただきますと思ひます。

○村山委員 ここでもう少し大臣にお尋ねしておかなければならないのは、民族という問題をお取り上げになつておる。これは、わが国の民族というのは、歴史的に見て一つの単一民族国家を形成しておる。そうしますと、異民族

族に対するところの日本人の種族的な偏見というものが過去においてあつた。西歐諸国の先進資本主義の国々に対しては、日本は明治以来一つの劣等感、コンプレックスを抱き続けてきた。それに対して同じアジアの民族に對しては、われわれよりもおくれ

てゐる民族、劣つてゐる民族という一つの優越感というものがあつた。特に朝鮮の人たちに対してはそういうような感覚がまだ国民の間に残つてゐる。このことは大臣は御承知であらうと思う。そうするならば、一体あなたがお取り上げになつてゐるこの民族というものは、そういうようないわゆる異民族に対するところの日本人の種族的な偏見というものを是正しようという考え方立つ、そういう民族のところが方であるのかどうか、この点はいかがですか。

○荒木国務大臣 今おっしゃるような

異民族を蔑視するやうなムードがあつたことを私も知つております。そういう考え方を持つことは悪い点だと思ひます。そんな偏見を持ちながら今後生きていくという前提において申し上げたのではない。抽象的ではあるけれども申し上げました言葉の中に、世界の諸民族からも信頼と敬愛を勝ち得るに値するといふためには、民族的な偏見、つまらない思ひ上がり、間違つた思ひ上がり、あるいは必要以上のへりくだり、ともに罪惡だと思ひます。そういうことを世界の諸民族に生地のまま現わしませんが、日本人といふものは何んな民族なりと信じてもらへるやうな民族になつたいという意図を含めて将来を考えなければならぬまい。このことは新しい憲法の最もいい点だ

らうと思ひます。それを堅持しながら努力していくところに、諸民族からも信頼と敬愛を勝ち得るという状態にまで到達し得るであらう、そう思ひわけでありませう。

○村山委員 やはり民族というものは、歴史的に見て自己中心的な世界観

といふものを私を持つてゐると思ひます。それは日本人が今日まで持つてきたところの歴史的な伝統であり、現実であらうとするならば、そういうやうな日本人の意識構成をいたす環境なりといふものを教育の場においてどういふうに改革をしていくか、どういふうに改めていくかといふことは、当然この民族、国土、文化を受つたといふものの中から生まれてこなければならぬと思ひます。

荒木文部大臣にここで、ちょっと筋

道が違ふやうであります。ただしておきたいのは、朝鮮という国が近代国家として成立するに及ぶと、その条件として成立した韓国と金日成の北朝鮮、あの国が二つとも近代的な国家として成立する条件があるかどうか、この点についてどういふうに御認識になつておいでになるのですか。

○荒木国務大臣 それは外務大臣にお

聞きになつた方がよろしいかと思ひますが、そういうむづかしい外交とか何とかいふことは離れまして、常識論しかもちろんやう立場でもないし、能力もありませんが、同じ朝鮮民族が三十八度線に分けられておる。あるいはドイツが西ドイツと東ドイツに分けられておる。これは民族としては望ましからざる姿が他動的に起こつておる現象だと思ひます。その張本人はだれ

か、それは米ソ兩國で、米ソ兩國がもつと考へて一緒にするやうに仲立ちをしただけであらうと思ひます。ところが現実にはそれがなかなか思ひやうにいかない。これは私は両民族のために不幸であり気の毒に思ひます。何とか一緒にされるやうに願ひし

○村山委員 私が尋ねてゐるの

は、わが民族、国土、文化を受つたといふその民族の愛し方の中において、日本人といふ一つの存在があるわけですが、その日本民族の歴史的な自己中心的な一つの世界観を、日本人だけであつて各民族、國家がそれぞれ持つておるとするならば、わが民族が、わが民族、国土、文化を愛していくといふその中において、当然異民族の問題に對してはどういふうな考え方を持つのか。そうしてまたその問題は、今日池田政府が進めつたところの日韓

會談、これらの問題を考えて場合に、わが國のその民族的な考え方の中に、韓国といふものを軍事的に経済的に日本

の防衛の前線としていくのだ、韓国民の犠牲の上にわが國のやういふものを守つていくのだ、こういう一つのエゴイズムのものが流れておるとするならば、わが民族を愛するといふその考え方といふものの中には、やういふやうな自己中心的な民族観といふものがあるのではないかと。こういうやうなものが育てられていくとするならば、國際社会において信頼を勝ち得るやうなやうな日本人といふものを育成していくのだといふ、そういう方向とは反するのではないかといふことを私は言つておるのです。

たお答えを願ひたいと思ひますが、去年ですか、文部省から出された「日本の成長と教育」、この教育白書は経済的に教育といふものをながめたのだと言へば、それまでのことでは、一部この教育白書といふものは文部省が出したのだらうか。これは科学技術庁あたりが出したのではなからうか。あるいは経済企画庁なり、さらにまた通産省あたりが教育といふものをこゝういふ形で出したのではなからうかとさへいわれるくらい評判が悪かつた。この教育白書といふものは、これを出して予算を獲得する資料にお使ひになつたのか。この教育の白書を出したことになる立場は、國民に日本の教育といふものはこうなんだといふことをお示しになつていらつしやるはずだと思ひますが、この教育白書をあえて出された趣旨、ほんとうの意味といふものは「休どこにあるのか、その点を明らかにしていただきたい。」

○荒木国務大臣 今お尋ねにお答えします前に、いかにも文部省があるいは政府が、たとえば私が今申し上げた国土、民族、文化を愛するといへば、昔ながらの戦前の一つの人間像を具体化したものにもなり近づくといふ意図を持つて言つておると断定的に言つてもいい。それは繰り返して申し上げるやうに、世界の諸民族からも信頼と敬愛を勝ち得るやうな条件が満足されないならば意味をなさないので、主が、エゴイズムがそのままで残つていくならば、信頼と敬愛は勝ち得ないといふことは、これは論理的にも当然のことでありまして、言はずもがなと

思う部分だと思ひます。さりとて、若い者がお互いに愛し合うところから人間生活が始まって、愛の結晶が生まれて親という状態が現出する、親子の關係が出てくる、その間における人間愛というものは一般の人類愛というもののより、もっと身近なものであることは、これは否定できない現実だと思ひます。それが人類すべてが地球の端と端の一民族ないしは人間として、親子と同じ立場、気持になり終つた後は別として、神様はそれを念じておると思ひますけれども、残念ながら人間でありましたためにそれができない。その理想的な方向に向かうべく有史以來人類は努力してきたと思ひますが、現実にはなかなかそこまで到達し得ないでいる。その現実が直ちにどうもならないものであるならば、その現実を基礎にものを考へていつて理想状態になるべく近づく努力を各民族ともやうに、その考への一つの現われが私は國連だと思ひます。國連のメンバーであることは、一つの國、獨立した國が単位になっておる。その國の中の民族というものがお互いが完全に理解し合ひ、愛し合ひ、親子の關係のごとく全民族があることが望ましい条件であることは当然のことでありまして、だから、さうなことを何ともしできない人類、人間社会であるがゆゑに、現実を見詰めたがに進まねばならないという条件はそのまゝに受け入れながら、前向きな姿勢で努力をしていくことが、前向きな姿勢で努力をしていくことが、初めて世界の民族から信頼と敬愛を勝ち得るに値するやうな民族に育つていくものと期待するのであります。かような受け取り方によつて教育も行なわ

るべきであらう、こういう考へを申し上げたことを蛇足ながら申し添へさせていただきます。

教育白書は予算ぶんどりのための手段に出したかというお尋ねですけれども、そういう意味もないわけじゃない、結果論的には。しかし、あの調査が行なわれなかったのは、そういう量見からでなくして、文部省の調査局でこれまたたくさん専門家が額を集めて資料を集めながら調査し、その資料に基づいて組み立てた結論であります。経済的な面から見た結論だけが出ておるから、今御指摘の通りに、人つくりと一方において言つておりながら、経済的にものを見て教育財政の問題を一種の投資の觀念に結びつけて、ペイするかいなかを見るというのには不届きであるというふうな批判は当然出るだらう、従つてとびらには経済的な見方からだけの結論を出したのであつて精神面を忘れておるわけではございませんというふうな趣旨のことを書いておいたらどうかと調査局長は当時申しておりました。ですけども、そういうことはことさら悪口を言おうとする人ならともかくも、常識人ならば、そんなことは言うはずがないからとびらにそんなことを書く必要はあるまいと私が申しまして、とびらに書き忘れたものですから、案の定新聞等からもいろいろ批判されたことは私も知つております。ですけれども、一つの必要な重要な観点に立つた調査である、その価値は心ある方々は認めていただいておるはずだ。こういう考へ方に立つてあれば出したのであります。

○村山委員 今大臣が言われた、教育

というものがどういうやうな目的を持つておるかというところは、方にはほんのちよびり書いてあるのですよ。「教育が経済の成長に貢献すること」とは、この報告書の着眼点であるが、そのあとに、「教育は単に経済の発展に寄与する」という観点だけでなく、かかる将来の社会に生活する人間像を目標とし、広い観点に立つて教育の使命を考へることこそ必要なことである、今の調査局長が心配をした点はいしろの方に書いてある。書いてあります。が、私たちがこの「日本の成長と教育」を見ていつた場合に、当然日本の資本主義の歴史が語られておる。ここには打ち出されておる。その日本の資本主義が進展をしていつた場合に、市場關係と無關係に日本の資本主義というものが進展をしていつたわけじゃない。その市場關係をめぐるやうなやうな日本の軍國主義的な発展、帝國主義的なやうな発展の歴史が、経済を話をする以上は当然この上に出てこなければならぬ。そういうやうなものは何ら触れられていないわけですよ。そこに私たちは、この教育白書が打ち出されてきたところのねらいは一体どういうところにあるのねらいを持つていふのだらう。しかもその教育の内容の分析に入つてみますと、修身教科書に現われた主要な徳目の説明というものがなされておる。「勤勉・儉約・勉学・公益・規律・自律・勇敢・勇氣等の徳目の多いことが注目される」、そういうやうな、いわゆるモラルというものに對するこの打ち出しの中において、日本の教育を貫いて参つた富國強兵政策、軍國主義的なやうな考へ方が過去においてあつたのだというものが

が完全に蒸発してしまつて、何らこころには出されていない。そういうやうなところから、その今日の打ち出し方というものは、日本の過去の経済を戦争から漂白してしまつて、そういうやうな抽象的な経済分析というものが打ち出されておる。とするならば、この教育白書の中に見られる考へ方は、一体どういう考へ方を立てているのだらう、その思想的なものは一体何かというところが、当然問題として取り上げられなければならない、こういうふうには考へるのです。ところが、今の大臣の言葉の中に、私はこれを教育予算を獲得するための手段として使つたのだ、こういうふうにも受け取れるやうな発言がなされたやうに聞いたのです。が、そういうやうなねらいを持つて教育白書が出されるのがほんとうに正しい國民に對するアッピールの方法であるのかどうか、その点はいかがです。

○荒木國務大臣 白書というものは本来客観的な現実に立脚して、資料に基づいて、その資料の物語るものを合理的に理解に便にするというところが本来の目的であります。その目的で調査されたことも確実であります。しかし、でき上がったものをあらゆる面に活用するということは別個の問題で、白書を出す目的じゃない結果である。その結果を活用することは、当然のことながら私どもの仕事上の職責だと思ひます。そういう意味で、予算折衝に具體的に使つたかどうか私も知りませんけれども、活用すべくんば大いに活用すべきものであるという意味でさつき申し上げたのであります。

歴史的な記述がないということは、欠陥といへば欠陥が知りませんが、本来の目的が、ねらいが、経済財政の立場に立つて、教育投資という概念をかりてきて、いかにペイしたか、役立ったかというところを浮き彫りにしようというこのために、御指摘のやうなその裏腹となるべき社会現象、国家現象あるいは國際的な諸条件等を裏づけるということにはなかつたやうとは思ひますけれども、そのことの有無にかんにかかわらず、事実に基づいて、客観的資料に基づいて、経済財政面からする観測をしたという意味においては価値あるものと思ひ次第であります。

○村山委員 この問題は、あからさまに戦争というものを肯定をし、そして再軍備を主張していくのだというやうな考へ方はもちろん出されておるが、過去のいわゆる戦争というものを省略をしていく、そしてそれを漂白状態にした抽象論がこの中において打ち出されてくるとするならば、今までの文部省の教科書の中にも出て参りましたやうな一つのものの見方というものが、だんだん國民に歴史を忘れていくやうな方向で問題をとらえていくやうな気がしてならないのであります。これはアメリカに國防教育法という法律があることは御承知だと思ひます。いわゆるアメリカのマンパワー・ポリシーの考へ方というものが出されてきておりますが、このアメリカの國防教育法という法律を、日本の場合にもそういうやうな方向にもつていく現実的な問題が出てきていゝのではないかと、その点を私は懸念をしますが、御承知のように、ガリオア、エロアの返済資金にからむ日本の文化交流促進のための経費として、二千五

百万ドルというものが使われるようになった。この使い道については、ことなからいよいよそれが使われるようになるのだが、二千五百万ドルという膨大な金が日本の文化、日本の教育というものに對して、アメリカとの提携の中においてどの程度の影響をもたらしてくるかというところを、文部大臣はどの程度お考えになって、それに対応するところの対策、これをどういうふうに進められているのか。ちょうど外務省の情報文化局の針谷参事官もお見えになっているようでありますから、その問題の取り扱いをどういうふうになされているのか、文部省はまたその主管省が外務省であるとするならば、日本の教育、文化をどのような方向に位置づけをするために、どのような意見を今まで外務省との間において話をしたのか、この点が明らかであれば御説明を願います。

○荒木国務大臣 軍国主義やら帝国主義を鼓吹するような意図でもあるような口ぶりですけれども、そういうことは全然ございせんから、御懸念御無用に願いたいと思います。それは冒頭にお話が出ましたように、憲法なり教育基本法以下の法治国日本においては、法律に従って文教行政、あるいは文教政策の推進もことごとくなさねばならないというのは鉄則だと思ひます。その鉄則のもとにおいて、御懸念のようなことが起こり得るはずがない。もしあるとするならば、憲法が悪い、勘ぐっておっしゃっておるか、あるいは買いかぶっておっしゃっておるか、いずれかだと思ひます。本来そういう考え方が毛頭ないということ、教育白書の調査に着手しました動機を

のものは、そういうことは全然関係がない。繰り返し申し上げれば、経済、財政の立場から一応見てみようと、その角度からの集約された結論が、白書となって現われたということであつて、マンパワー・ポリシーに追随してどうしようかというやうな根拠性ではない。むしろ日本の教育の先覚者が教育面に努力してもつた結果が、歴史的な背景はいろいろと見方がございまして、現実に日本民族それ自体の資性が高まつた、能力が高まつた、あるいは徳性が高まつたというその結果が、日本経済と財政に、立場上の批評を別として、現実に貢献しておる姿を浮き彫りにしたというところにねらいがあつたと信ずるのであります。

ガリオア・エロアの問題は、詳しいことをそらんじておりませんので、間違ひがあるといけませんので、外務省の方からのお話のあとに、必要とあらば申し上げたいと思ひます。

○針谷説明員 ガリオア・エロアの返済金は非常に莫大な額でございまして、これが使途は日本の文化並びに教育の交流につきまして非常に貢献するものと思ひまして、私たちもこれが有効な使い方について期待しておる次第でございします。

この金は、御承知の通りアメリカの外資でございまして、こちらだけの思ひやうに使えるものではございせん。従ひまして、私たちはアメリカの方と今までも話をしながら、こちらの考え方を伝え、たとえば最もいい使用方は財団なり委員会なりをつくりまして、それに日本の側の考え方がこれにして、十分に日本側の考え方がこれに

通じるといふ何か組織をやつてもいいたいといふことを絶えず伝えております。アメリカの方も、国務省におきまして、この使用方あるいは運営方法について研究しておるようでございします。まだ具体的にどのようになつたかといふことについては決定しないやうに聞いております。文部省の方とは、調査局長といふも十分連絡しながら、われわれの方の意向をアメリカの方に伝えております。

以上が現在の状況でございします。

○村山委員 私は、この二千五百万ドルに及ぶところのアメリカの外資というもののによつて、日本とアメリカとの文化、教育の交流といふものが行なわれる、それもいわゆる統制といひますが、調整をしていく機構といひますが、当然打ち出されてくるというものが、日本とアメリカの政府といふものが中心になつて、そうして日米の一体化といふものがこの中には出されてくるのではないかと。とするならば、そこにおいて学問の自由、研究の自由といひますが、學術体制の問題がこの問題にからんで大きく出てくるということを中心配をしていくわけですが。

その具体的な例を申し上げます。アメリカのフォード財団、それからアジア財団、これが日本の東洋文庫といふのを通じまして、過去において十七万三千ドル、これは六千万円です。これはアメリカのフォード財団から出ている金ですが、現代中国の研究といふものを五カ年計画で進めている。アジア財団は、一期三カ年計画で十五万四千ドル、五千五百万円といふ金を使つて、近代中国の研究センターといふものを設けている。この事実は、學術会

議あたりにおいて非常に大きく取り上げられた問題でありまして、出資者といふものは別個でありますけれども、窓口は東洋文庫といふものを通じて一本になつてゐる。しかもその資金は一億円以上ある。年間の経費が三千万円、これをやるのだ、そうしてこの取り扱いは、やはり日本の学者といふものが、この東洋文庫を通じてのやういふ出資者の政治的な性格といひますが、それに左右される。しかも請負的な仕事をさせられてゐる、こういう事実があるわけですが、この問題について、情報文化局としてはどういふふうな把握をされておいでになるのか、事實は御承知だと思ひますから、その内容の説明を願ひます。

○針谷説明員 ただいまの事實は知つておりますが、私どもは文化の交流といふものにつきましては、なるべく民間の自由な意思に基づいて行なうといふ建前に立つておりますので、あえてこれを勧奨するとかなんとかいふことはしておりません。そしてその金がどういふふうに使われているかといふことをコントロールする権力もまたございせんので、事実どういふふうに行なわれているかといふことについては、詳しいことは存じません。

○村山委員 このフォード財団總裁のヘンリー・T・ヒルトといふ人によると、中国と中共のマルクス・レーニン主義の適用について知る必要が增大しているのにこたへるために計画をされたものである。これは、この補助金は東京の東洋文庫、台湾の国立中央研究院、合衆国の社会科学研究会に對してなされた。この研究は二十世紀中国の内的発展、中国の外交関係、共産中

国の経済を包括するであらう。そしてフォード財団は一九六一年十二月の二十六日現在、中国についての重要な知識を供給する研究のために、日本、台湾、合衆国の諸研究機関に對する總計百四十万ドルの補助金を發表した、こゝらいうふうになつてゐるわけだ。そこで私は、この問題が今後において、今ではアメリカのフォード財団、アジア財団といふものが十七万三千ドル、あるいは十五万四千ドルといふ、こういうやうな金でございしますが、今後ガリオア・エロアの返済金のうち二千五百万ドルという、今まではとてつもない大きな資金が日本とアメリカの文化交流に使われ、そこにはアメリカのケネディ路線といふものがある。そういうやうな資金の政治的な性格といふものが、当然安保体制下における分が進められてきてゐる。とするならば今後における日米文化、教育の交流といふ問題をめぐつて、そこには一体学問の自由なり研究の自由といふものをどういふふうにして日本の政府は守つていくか。今、外務省に聞いてみましたら、それをコントロールする力は外務省は持たないとおっしゃる。そうすると、文部省の調査局長はききやうは見えていせんか——見えていないやうです。で、官房長にお答え願ひたいのです。が、そういうやうなものをコントロールする力は文部省にありますか。

○蒲生政府委員 文部省にはコントロールするといふ力は直接ないかも知れませんが、しかし学問の自由、研究の自由を守つていくということにつきましては、文部省の立場におきまして

十分関心を持ち、またそういう方に努力していかなくちゃならぬ、かように存じます。

○村山委員 学問の自由、研究の自由を守っていく立場からどういふふうにされるのですか。具体的にこの二千五百万ドルの金を使えるようになるわけですよ。それをめぐってどういふふうにしていくのだという方針を文部省としてはお立てになっているのかということをお聞いているのです。

○荒木国務大臣 学問の自由はこれを保障するというのは、大学の教授のみならず、全国民に保障されていることだと思います。従ってコントロールするという必要がない。権力も与えられていない。日本人の良識に訴えて、妙なことになるように自主的にやりなさいという状態にある、こう思っております。

○村山委員 そういたしますと、もう何といひますか野放図で、とにかくそういうような個人的な良識にまかせておやりなさいという以外に何にもない、こういうことに私は聞こえろと思ふのです。とするならば、何か文部省の方では学術振興に関するところの法律案、この内容は第一部が学術振興についての基本方針、第二部が学術振興会議を省内に設置して、特殊法人である日本学術振興会というふうなものをつくっていくのだという構想がたしかに文部省の中にある。この中においていわゆる学術体制というものと、研究資金の問題をめぐって、文部大臣が一元的に権限を握るのだということがうわさをされているやに聞いているのですが、こういうようなアメリカとの関係においてはもう手はない、とするな

らば、一体その学術体制を守っていく上においてどういふふうにしていけばいいのかという問題は、これは国内の研究者の問題です。日本国内の研究者の研究態勢という問題にも関係がある。日本全体の学問の自由、研究の自由を守るといふ態勢をどういふふうにしていくんだという方針が、文部省自体においても私は学術振興に関する法案として出されるやに聞いておったのですが、そういうような考え方は何もない、こういうことですか。

○荒木国務大臣 アメリカに限らず、どの国との文化交流につきましても、同じようなことが心配するという立場からは心配だと思ひます。露骨に申せば、むしろアメリカとの文化交流よりも心配なのは、ソ連や中国との文化交流がよほど心配だというふうにも言えぬこともない。それというのも、今の憲法の趣旨、現行もろもろの立法を通じて見ましても、おっしゃるような心配を防ぎ得る権力とか制度というものはないと私は心得ます。一人々々の国民の良識にうつつたえ、微動だもしない、だまされないうような自主性を持つたよき日本人を育成するということによつて対抗するほかはない、こういうふうに私は思ひます。

また御指摘の学術振興法を御引用になりましたが、そういう構想はございまして。しかしそれは学問の自由をどうしようかというふうな、規制しよう、そんなことではない。学問の自由をもっと伸ばしていつて効果あらしめるためにはどうすればいいだろう、教育基本法にいうところの条件整備の一環としての構想以外の何ものでもないわけであります。と申しますのは、今の国立大

学の学問研究のための手段としての財政措置具体的に言えば予算要求の課題をとらえましても、各大学が思い思いに思いつかれたことを文部省で受けとめて、いわば大学にかわつて代弁して大蔵省の主計局と折衝する、そういうやり方です。予算規模は、望みは無制限にございませうけれども、現実には文部省に配当するべき新規財源といふものには限度がある。その限度があるものうちから大学の学問の自由、研究の自由、成果をあげるために予算でもつてこれを裏づけせんとならば、おのずから緩急軽重を考えざるを得ない。何が最も有効な課題か、今特に緊急課題として取り上げべきものは何だ、すべてが学問的価値のある方向を目ざしておるとは思ひますもの、限りある財源にこれを当てるはめるといふ現実には直面した場合、緩急軽重というものの客観的根拠というものが、いわばわからないのであります。そのときの状況に応じて取捨される。極端に言へばそういうこともあり得る。望ましいことではない。できるならば学術振興会議というふうなものがあつて、そこに権威者があつて、文部省の役人よりももっと高い総合的な見識を持った人々、それは個々の大学の実態も十分に知り、その学者との学問的な共感、共通の考え方も理解でき、持っているような人々に相談をすることによつて、その緩急軽重がそのときとして判断され得るならばさぞ便宜であらうという課題があるわけであります。そういう意味において、これこそ大学人の側に立ち、全国民的立場に立つての客観要当性を持つて取捨し

てもらうという組織があるならば望ましいなあということであります。あくまでもそれは学問の自由に立脚し、学問の成果をあげていく、そして民族の発展、国家の繁栄、世界人類にも貢献しようということにつながるがごとし、その崇高な目的を有効に果たす前提条件としてそういうものがあるならば望ましいのじやなかろうかということを出でないのであります。学問の自由をどうこうするという課題とは全然別個の、むしろそのための手段であるといふふうには御理解いただきたいと思ふのであります。

○村山委員 私は、学問の自由なり研究の自由を学術体制の中において考えていく場合においては、学者の科学的研究の自由というものと、科学研究者の自主性の尊重、それに科学研究成果の公開、この三つの柱がびしやりとしたものが出されていなければ、アメリカのそういうふうな――これはアメリカだけではないかもしれない。ソビエトの方からも資金がきて、研究を委嘱するといふようなことになるかもしれない。そのときに、この三つの原則というものが確認をされた上で、やはりそれぞれの研究者に対して、自主性を持った判断を下すように指導していくという立場は、当然文部省がやらなければならぬ。そしてまた、そういうような体制というものをつくつていかなければならぬと思ふ。それに対しては全然ノー・タッチとするならば、先ほど外務省の参事官が説明をされたように、日本側の意向というものを財団なりあるいは委員会なりをつくらせて、できるだけ入れ込むようにして参りたい、そうして文部省に対して

は、調査局長を通じていつも連絡をとつておる。そうするならば、調査局長を中心とするところの文部省のこういうようなガリオア返済資金をめぐるところの日本とアメリカとの教育文化交流の基本方針はこうなければならぬ、その中において学問研究の自由を確保していくためには、こういうふうにあるべきだという原則が、文部省自体として示されなければならぬ。それが何らないということになります。この問題は、そういうような原則は、ほんとうにお持ちになつていらつしやらないのですか。もう一回お尋ねいたします。

○荒木国務大臣 今、その原則とおっしゃることがどういふことを理解することができないわけですから、先ほど来申し上げておる通りであります。研究、学問の自由というものは、国民すべてに與えられておる。それはある学問は適當である、適當でないといふ分けをして、こういう学問は公開すべきである、公開しなさいけないのだなどといふことを考えねばならぬといふことが、ちょっと私には理解し兼ねます。もっともこれは即席の答弁でございます。もっと深く掘り下げたことについて、今申し上げかねます。

○村山委員 予算委員会から大臣の出席要請があるやうでありますから、あとに譲りますが、大臣、今日における

ところの科学の自由という問題、それから研究者の自主性の問題、研究結果の公開の問題というこの三つの原則は、やはり日本の学問研究の自由を守るということ、文部省が直剣に考えているのであれば、当然こういうように国際的な文化交流というものが、今後においてどんどん進められてくるわけですね。現に京都大学においては、御承知だろうと思いますが、東南アジア研究センターをつくるために、フォード財団から資金を導入しようとして、これはたしかままだはずですが、そういうような資金がどういうふうなふうに使われているのか、やはり研究の自由というものの上において、どういふようなことがそれによって研究をされたのか、そのような研究の結果の公開というものは、少なくともさせるんだ。こうでなければ、特定の軍事的な目的に日本の学者が使われていくというふうな格好になっていく、とするならば、私は学問の自由を守る文部省のあり方ではないと思う。そういうふうな意味において、調査局長はきょう見えておりませんので、調査局長の方からこの次に、どのような原則を持ってこれらの問題に対処しているかを、この委員会の前に明らかにしたい。

大臣はもうやむを得ませんので、谷川主計官にわざわざおいでいただきましてから、谷川さんにちょっとお尋ねをします。

○荒木國務大臣 ちよつと退席します前に、今の点について申し上げてみたいと思いますが、公開させねばならぬといふおっしゃいます、国内においてものを考えました場合、学者が研究し

たことを、その研究者が公開したくないというのに公開せよという義務を負わせるなどということは、それこそ学問の自由を冒瀆するものだと思います。国際的にも、学問の研究自由という概念に該当する限りにおいては、これは当然適用するべき原則だと思えます。ただし外国から、アメリカといわずソ連といわず中共といえども、外国の資金が流れ込んできて、その使い道についてどうするか、一種の国際間の課題としてどうするか。学問の自由という純粋な問題以外の政治的な問題、経済、財政的な課題までも含めておるときに、それをどうするかということとは別個の問題だと思えます。そういう資金をどう活用するかというときの両国間の協定その他でもって明らかにするべきことであって、本来は、第一義的には外交の面で処理するべきを、それを国内的に文部省の常識を外務省に注入することによって、誤りなきを期するといふ課題はございましょうけれども、一般論として言った場合に、研究したやつを公表しなければならぬ原則なんて、私はあり得ない、こう思っています。予算委員会に行かせていただきます。

○村山委員 また大臣とはそのうちにやり合いますが、日本学術会議の科学研究基本法の制定方を政府に勧告をした文章があります。この文章は文部省の方において検討中だということになります。だから今の科学研究成果の公開という問題は、当然それらの問題に関連がありますので、この際私は資料の請求をしておきます。日本学術会議の科学研究基本法制定を政府に勧告を

したその勧告の全文、それからなお科学技術庁の關係で、科学技術特別委員会の第一次試案というのが、やはり衆議院の科学技術特別委員会において、科学技術基本法の案をつくらうじやないかという動きがある。そういうふうなものに対するところの資料を出しを願いたい。委員長の方で御取計らい方を願いたいと思います。

○床次委員長 ただいまの村山委員の資料要求については、文部省の方でそれぞ準備されますか。——それでは後者の分は科学技術庁の關係ですか、その方に連絡いたしまして、御要望に沿うように取り計らいます。

○村山委員 教科書の問題で谷川さんにお尋ねをします。教科書無償法案の内容というものをめぐって答申がなされて、そして大蔵省側の意見、文部省側の意見というものが若干対立をしている。その中でいよいよ法案が国会に提案をされるらしいということですが、その法案の内容等につきましまして、またその法案が上程されてから審議を進めていってけつこうであります。私がここでお尋ねをしておきたいのは、教科書を貸與するのではなくて、給與するというのが文部省の基本的な考え方である。それに対して、大蔵省の主張によつて供与する、こういふふうに変つた。そして昭和三十九年度以降の財源負担については今後において協議する、こういふふうになつてゐるやに聞くのでありますが、一休大蔵省はこの教科書の問題をめぐつて、どういふような基本的な考え方、文部省の線と意見を戦わせて、文部省がその線に納得をしたのかということをお尋ねしたい。

○福田政府委員 大蔵省の方にお尋ねでございますが、教科書無償の問題でございまして、今の給与の問題について私からお答え申し上げたいと思います。

御承知のように昨年設けられました無償制度調査会におきましては、教科書は児童生徒に給与すべきものである、こういふように答申が出ておるわけでございます。従つて文部省としては、この答申の趣旨に従ひまして、三十八年度予算におきましては全額国庫負担で生徒児童に給与するという建前で予算編成が行なわれたものというふうに考へておるわけでございます。ところが三十九年度以降の予算についてはまだ未決定でございます。従つて大蔵省としては、将来の問題としては地方の負担というものも考へられるべきじゃないかというふうな見解を持つておられるという建前から申しますと、三十八年度の考えただけじゃなくて、将来の問題も含めて考えますと、そこにいろいろ検討すべき問題がありはしないかというところで、大蔵省としては地方団体において、すなわち学校の設置者において給与させるのが適當ではないかというふうな御見解であつたのであります。ところが私が私どもとしては、今申しましたような調査会の答申の趣旨に従ひまして考へておりましたので、その点につきましてはいろいろ大蔵省とも相談をいたしまして、結果的に意見は一致したのでございまして、国として義務教育小学校の設置者に対して無償で給与をする、その給与されたものを市町村が学校長を通じて子供に給与する、こういふようなことでございます。

す。法律的には給付といふ、供与といふ、あるいは場合によりましては譲与という言葉もあり得ると思ひますが、これは個人に対して直接やる場合には給付でございますけれども、法律的な用語でございまして、これは法制局で十分検討した上で法文の作成にかかして、目下その相談をやつてございまして、目下その相談をやつて何ら食い違ひはないわけでございます。

○谷川説明員 今初中局長からいろいろお話がございましたので、私から申し上げるまでもないと思ひますが、給与と貸与につきまじやうと村山委員は誤解があるんじゃないかと思ひます。当初いろいろ問題を議論いたしましたのは、調査会で、子供さんにやりきりにするの、それとも一ぺんきりてそれを捨ててしまふんじゃないか、後輩に代々受け継いでいくのか、その間破損とかなくなつたりする場合がございまして、その取りかえはいたしますが、そういう問題もあるんじゃないかというふうな議論をしたのでございまして、これにつきましましてはただいま初中局長さんがお話しになりましたように、答申の趣旨に従ひまして、代々受け継ぐのじゃなくて、やはり生徒さんにやることにいたしました。しよつとということになつております。もちろん各国の例を見ますと、教科書無償をやつております国々のうち、三分の二は、かりに貸与と申しますか、代々受け継ぐ建前になつておるようでございます。将来の問題といたしましては、財政負担との關係もありまして、事務的には議論をしなければならぬと思つておりますが、ただいまお答

えいたしましたように、また初中局長さんが申されましたように、生徒さんにやるという建前になっておりますことを御了承いただきたいと思います。

それから、それを国がやるか市町村がやるかというところは、またいろいろ問題があるところでございます。これにつきましては初中局長さんが申されましたような法案になっております。私はまだこまかいところは見ておりませんが、そういうことで御了承いただきたいと思っております。

それから負担の点につきましては、これまた単に教科書無償の費用の負担というだけではなくて、地方財政問題の一環ともいたしまして非常に慎重な検討をする必要があるのではないかと、いうことで、調査会でも非常にいろいろな角度から議論が行なわれました。これはいろいろな報道で御案内の通りでございますが、私どもは、義務教育教科書無償は、やはり義務教育の一環としてなされるのであるから、ただいまの義務教育無償につきましても財政上の具体的に具現しております原則、つまり先生方の給与とかいうものにつきましても、国が半分負担して国が半分持つていく、教材費につきましても市町村が半分、国が半分、建物につきましてもは御案内の通り設置者でやっております。危険建物とか特別な理科教室とかいったようなものにつきましても、国が半分なり三分の一なりを持ちましようといったふうな建前になっております。それから学校の経常的な運営費につきましても補助がございませ

せん。設置者が全部負担をして参る。それから給食の費用につきましても——給食に限らない、いろいろ修学旅行等

もございしますが、いわゆる要保護、要保護の問題でございしますが、これにつきましても同じく市区町村で半分かずいたしましてようといったふうには、義務教育無償を具現いたしますところの具体的な方法といたしまして財政負担のルールができておる。教科書無償の制度が義務教育無償の一環として行なわれる以上、ただいま申し上げましたルールにのっとってやってもいいのではなからうかという議論をいたしておったのでございます。御案内の通り、答申では、理論的には今後この問題はあらためて検討をする必要があり、ただ発足の当初にありましては、いろいろ検討を要する問題がある、この制度をスムーズにやっていく必要がある、当面国で負担をするのが実際のところは適当だという御答申がございました。従いまして政府といたしましては、その答申の線に従って、三十七年度、三十八年度につきましても、予算の実行につきましても国庫で負担をいたします。それ以後の問題につきましてもあらためて検討をしようじゃないかという決定になっております。すなわち御了承願いたいと思っております。

○村山委員 大臣もおりませんので、私はここで質問をしようと思ふが、あとしばらく——この問題について供与という言葉は使っておりませんか。

○福田政府委員 供与という言葉は使っていないのでございますが、それは個人にものをやるという場合には

供与というのが普通法律的な用語になつておるようでございます。個人ではなくて団体等に包括的にやる場合におきましては、給与でなくて、あるいは譲与という言葉も使います。あるいは給付という言葉も使います。これは法制的にいろいろ使い分けがございしますので、私どもはそこの中で最もいい表現をやりたいと考えておるわけです。

○村山委員 この教科書問題は、大蔵省がこの答申に対して、費用は全額国庫負担の問題をめぐって意見を保留した。そのして四十年以降については、経費の負担区分についてはさらに検討するということと妥協ができて提案をされた。とするならば、四十年以降に於けるおけるのは、四十年以降に於けるのは、やはり先ほど二つの理由を述べられておるようであります。その理由によつて、まだ依然として地方公共団体、設置者が負担をすべきだということ意見は、ずっと継続してお持ちになつていらっしゃるのですか。その点だけお明確にしておきたい。

○谷川説明員 政府といたしまして、そういうふうなことにきまつておる次第でございます。

○長谷川(峻)委員 関連して……。それは非常に大事な問題だと思ふのです。先ほどから主計官の答弁を聞いておりますと、調査会の答申を尊重されたとある。そして将来の負担の問題については、自分の方では四十年以降以降は政府の方針として町村が半分持つようなこともあり得るんじゃないかというふうな御答弁をされておりますが、調査会の答申を尊重されるという建前から言われますならば、たしか将来の

町村財政が非常にいい場合にはどうのという簡単な附則がついておると思ふ。添え書きだと思ふのです。ここに調査会の答申がないから議論がなかなかむずかしいなるかもしれないけれども、この全額無償という原則は打ち立てて、それで今ずっと押されて、あなたは当面国の財政が豊かであるから無償でやるのだという御答弁をされておる。財政負担の問題については、町村に持たせる問題について、調査会においてはウェイトは私は百分の一くらいウェイトだと思ふ。ここに答申を出しただけばいいと思ふが、そうせぬと、まだ法案が提案されておる。それから、これを吟味する余裕はありませんが、そのときに資料をもらつて——これは大事なことで、ここから、ここで法案が提案されないというんな話をして、それが一つの既成概念になつたら、大へんなことで、そのうち、そういうことであなたも誤解をしておられないように、教育プロパーの問題に対して、大蔵省の方々がそういう内容にまで立ち入ることはおかしいと思ふ。私は、あなたがせんだけって財政負担の問題で御反対の気持でそれぞれの代議士に配っているあなたの反対の書類を持つておる。こういう問題をとり上げてこの次しかりやろうと思ふので、これは皆さんもぜひ一つ御検討願いたいと思ふ。

○谷川説明員 私申し上げましたのは、負担につきましても検討するということになつておるということをおし上げた次第でございます。

○村山委員 次に、今も長谷川委員の方から要がありましたように、答申書の全文、これらものを用意願いたいと思ひます。

さらに、私はここで文部省に資料の要求をいたしておきたいと思ふ点だけを申し上げて終わりますが、高等学校の急増対策、この問題は、県議会ではいよいよ三十八年度に入れる募集定員といひますか、募集人員の実数がござい、そしてそれに基ついて各都道府県の急増対策というものが進められて参つておると思ひます。とするならば、当然そういうような実数というものを把握して、文部省の急増計画、六一・八％に計画を改めたその数字が的確であるのかどうかという点をやはり基礎的に洗つていかなければ、この問題は解決ができませんと思ひます。それと私学がどういふふうな収容計画を立ててやっておるのか。これらによつて今年考えられておる高校の急増対策は万全のものであるのかどうかということ、それが当然問題になつていなければならぬと思ひます。私の方は私の方なりに各県ごとの資料を今収集をしておりますが、当然この問題は、文部省が統一的に把握して、そして教科書はどうだ、こういうふうなことで手放かりのないところの対策が打たなければならぬと思ひます。それでそういうふうな資料は、当然文部省自身はお持ちになつていらつしやるはずですから、この際委員会の方に提出をお願いしたいと思ひます。委員の方でその点はお取り計らいをお願いします。

あと大臣がおりませんので、本日の私の質問はこれで終わります。

○床次委員長 文部省に対する資料の要求については、文部省として一つお考えをお願いいたします。

次会は、来たる十三日水曜日開会す

ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十八年二月十三日印刷

昭和三十八年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局